

不整地運搬車運転技能講習のご案内

宮崎労働局長登録番号第2号（登録有効期間 令和6年3月30日）
建設業労働災害防止協会宮崎県支部
〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19（宮崎県建設会館4階）
TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

<http://www.kensaibou-miyazaki.jp>

「申込書」はホームページからダウンロードできます。

労働安全衛生法においては、最大積載量が、1トン以上の不整地運搬車の運転の業務は、登録教習機関が行う技能講習を修了した方でなければ作業操作・運転ができないことになっております。

当協会支部においては、宮崎労働局長の登録を受けて、当該運転技能講習を実施しますので、この機会に受講頂くようご案内いたします。

1 受講対象者

不整地運搬車運転技能を習得しようとする一部免除資格を有する満18才以上の方

2 開催日及び場所

開催日		開催場所
【1日目：学科】	【2日目：実技】	
令和3年4月16日(金)	4月17日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559-1)
令和3年6月25日(金)	6月26日(土)	延岡建設会館(延岡市愛宕町2丁目32番地)
令和3年9月17日(金)	9月18日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559-1)
令和3年11月12日(金)	11月13日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559-1)

* 各会場駐車場有

3 講習科目・講習時間

●学科講習（午前8時45分開講～午後6時10分閉講）

講習科目	講習時間
荷の運搬に関する知識	4時間
運転に必要な力学に関する知識	2時間
関係法令	1時間
学科試験	(1時間)

●実技講習（午前9時開講～午後3時閉講）

荷の運搬	4時間
実技試験	(1時間)

4 受講料及びテキスト代(税込)

35,670円（受講料34,100円、テキスト代1,570円）

5 受講手続

- (1) 所定の「申込書」に必要事項を記入の上、写真1枚を貼付し、お申し込み下さい。
 なお、受講料・テキスト代を銀行振込みされる場合は、建設業労働災害防止協会宮崎県支部の口座
 (みずほ銀行 宮崎支店 普通預金 1027184) に振り込んで下さい。
- (2) 受付は申し込み順とし、定員になり次第締切ります。
- (3) 無断で欠席された場合、受講料金は返還致しません。
- (4) テキストは、受付会場でお渡しします。
- (5) 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- (6) 遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- (7) 講習日程の変更や中止になる場合がありますので、ホームページでご確認下さい。

受講の一部免除

受講の免除を受けることができる方	免除講習科目
1 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した方で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかった方又は2級の技術検定で昭和48年建設省告示第860号に定められた第2種から第6種までの種別に該当するものに合格した方 2 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項の大型特殊自動車免許を有する方 3 道路交通法第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、労働安全衛生法施行令第20条第12号若しくは労働安全衛生規則第36条第9号の業務のうち同施行令別表第7第1号、第2号若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務又は同施行令第20条第14号若しくは同規則第36条第5号の3の業務に、3月以上従事した経験を有する方 4 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習又は車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した方	○走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ○走行の操作

<p>上表の労働安全衛生法関係の業務は、右欄のとおり。 （労働安全衛生法施行令第20条第12号若しくは労働安全衛生規則第36条第9号の業務のうち同施行令別表第7第1号、第2号若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務又は同施行令第20条第14号若しくは同規則第36条第5号の3の業務）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機体重量が3トン以上の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転の業務（業務経験としては、昭和49年9月以前の経験が対象となる。） ・機体重量が3トン以上の車両系建設機械（解体用）の運転の業務（業務経験としては、平成2年9月以前の経験が対象となる。） ・機体重量が3トン未満の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転の業務 ・機体重量が3トン未満の車両系建設機械（解体用）の運転の業務 ・最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転の業務（業務経験としては、平成2年9月以前の経験が対象となる。） ・最大積載量が1トン未満の不整地運搬車の運転の業務
---	--

宮崎労働局 職業対策課 助成金センターのご案内

建設事業主が雇用する建設労働者に技能講習等を受講させた場合、「人材開発支援助成金」がご利用になります。

〔お問合せ・支給申請先〕 宮崎労働局 助成金センター TEL0985-62-3125

〒880-2105 宮崎市大塚台西 1-1-39 ハローワークプラザ宮崎内

講習開催日	月 日～ 月 日
-------	----------

受付番号	No.
------	-----

不整地運搬車運転技能講習 受講申込書

(ふりがな)				写真1枚貼付 3cm×2.4cm 申請前6ヶ月以内に撮影した上三分身正面脱帽背景無地のもの。
氏名				
生年月日	昭和	年	月	日
受講者現住所	〒□□□-□□□□			
	電話			携帯
講習の一部免除の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無	一部免除資格を有することを証する書面(免許証・修了証等のコピー)を添付すること。	
講習案内送付先 (受講票・講習案内・受講料金案内)	事業所・自宅			

令和 年 月 日

上記の記載内容に相違ありません。

申込者氏名

(受講者本人)

印

建設業労働災害防止協会 宮崎県支部長 殿

(参考)

1 受講対象者

不整地運搬車運転技能講習を習得しようとする一部免除資格を有する満18才以上の方

2 講習の一部免除者

- ①建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施工技術検定のうち1級の技術検定に合格した方で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかった方、又は2級の技術検定で第2種から第6種までの種別に該当するものに合格した方
- ②道路交通法第84条第3項の大型特殊自動車免許を有する方
- ③道路交通法による大型、中型、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、機体重量3トン未満の車両系建設機械又は最大積載量1トン未満の不整地運搬車の特別教育修了後、運転業務に3ヶ月以上従事した経験を有する方
- ④車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習又は車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した方

【申込書記入にあたっての注意事項】

- 1 この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入して下さい。
- 2 なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。
- 3 訂正は、横線2本を引いて訂正印(事業主証明事項は事業主印・申請者事項は申請者印)を押して下さい。
(修正液等は使用しないで下さい。)

○講習申込書送付先 建設業労働災害防止協会 宮崎県支部

〒880-0805 宮崎市橘通東2丁目9-19(宮崎県建設会館4階) TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

受付印	受講料・委託費	本人確認書類	実施管理者	担当者
	受講料: 円	<input type="checkbox"/> 自動車運転免許証		
	テキスト代: 円	<input type="checkbox"/> 健康保険証		
	委託費: 円	<input type="checkbox"/> 技能講習修了証		
		<input type="checkbox"/> 住民票・住基カード		
		<input type="checkbox"/> その他		

不整地運搬車運転技能講習の受講資格に関する証明

所 属	事業場名 及び 所在地	〒□□□-□□□□							
		電話		FAX					
講習の一部免除 (※該当する番号に○を付けて下さい。)		1 建設機械施工技術検定1級(実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかった方)又は2級(第2種から第6種)に合格した方 2 大型特殊自動車免許を有する方 3 大型、中型、準中型又は普通自動車免許を有し、かつ、小型車両系建設機械又は不整地運搬車特別教育修了後、3ヶ月以上従事した経験を有する方 4 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習又は車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した方							
運転経験年数 (上記の3該当者のみ)		昭和 平成 令和	年	月より	昭和 平成 令和	年	月まで(年	ヶ月)
事業主証明 (※事業主本人や自営の方が受講される場合は、他の事業所の代表者の証明を貰って下さい。)		上記の運転の経験年数について相違ないことを証明します。							
		令和	年	月	日	(印)			

〈資格証の添付〉

の り 面	1 建設機械施工技術検定1級(実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかった方)又は2級(第2種から第6種)に合格した方 → 合格証のコピー 2 大型特殊自動車免許を有する方 → 自動車免許証(有効期限内のもの)のコピー 3 大型、中型、準中型又は普通自動車免許を有し、かつ、小型車両系建設機械又は不整地運搬車特別教育修了後、3ヶ月以上従事した経験を有する方 → 自動車免許証(有効期限内のもの)と修了証のコピー 4 車両系建設機械(整地・掘削)又は(解体用)運転技能講習を修了した方 → 修了証のコピー
-------------	--